

稚内市立天北小中学校 いじめ防止基本方針

I はじめに

1. 基本的な考え方

- (1) いじめは子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。
- (2) いじめはどの子どもにも起こりうるものであり、全ての児童生徒に関する問題である。
- (3) 全ての子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、校内外を問わず、いじめの未然防止に向けた対策を社会全体の責任として行う。

2. いじめの定義

- (1) 法令に基づき、以下のように定義する。

児童などに対して、当該児童などが在籍する学校に在籍しているなど当該児童などと一定の関係にある他の児童などが行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童などが心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条】

- (2) 判断に際しては、以下の点に十分に留意する。
 - ア いじめられた児童生徒の立場に立って判断する
 - イ 印象や様子・回数等をもって、表面的・形式的にその深刻さを判断しない
 - ウ 「心身の苦痛を感じているもの」という要件をもって限定的に判断しない

3. いじめの解消

- (1) 次の2つの要件を満たすことを、解消の目安の一つと考える
 - ア いじめ行為が止んでいること
 - 行為が止んでいることが相当の期間（3か月を目安）継続している
 - 被害の重大性等から必要な場合は、さらに長期の期間を基準として設定する
 - イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - 本人及び保護者等に面談等を通してその旨が確認できている
- (2) 解消と判断された後も、被害による心理的影響や再発の可能性に配慮し、関係児童生徒の観察やケアを計画的に行う

II 目的

1. 基本方針については、以下のことを策定の目的とする

- (1) 全ての児童生徒に安心して安全な学校生活を保障する
- (2) 校内外を問わず、いじめの未然防止・早期発見・早期解決を実現する
- (3) いじめを許さず、問題と正しく対峙できる児童生徒を育成する
- (4) 社会問題としての認識を広げ、家庭や地域との協働体制を構築する

III いじめの防止等のための取組

1. 豊かな心・強い心の育成

- (1) 学習指導の充実
 - ア 基礎的な学力を育てる指導の実施
 - イ 自己決定の場や自己存在感・共感的人間関係のある授業づくり
- (2) 学級経営の充実
 - ア 個の良さが発揮され、互いを認め合える関係づくり
 - イ 自治活動等、主体性を発揮できる場面の保障
 - ウ 言葉遣いをはじめとする、正しいコミュニケーションスキルの育成

(3) 道徳教育の充実

- ア 思いやりや生命・人権を題材とした授業を指導計画に位置付け、実施する
- イ 発達段階に応じ、いじめの背景にある心理について学習する
- ウ 構成的グループ・エンカウンター等を取り入れる
- エ ソーシャルスキルトレーニングを取り入れる
- オ 情報モラルを学び、ネット上でのいじめ等についても考える機会を持つ

(4) 特別活動の充実

- ア 自ら考え、よりよい学校生活に向け実践する児童生徒会活動
- イ 視野を広げ、安心・安全な社会の実現について学ぶ地域活動

2. 家庭・地域との協働

- (1) 学校だよりや学校ホームページ等での基本方針の家庭・地域への周知
- (2) 子どもの問題を語り合える場の設定（学級懇談会・地区懇談会等）
- (3) 天北地区子育てネットワークや稚内市子育て連絡協議会を通じた連携

3. 教職員の資質・能力の向上

(1) 児童生徒との関係性を常に適正に保つ

- ア 児童生徒に対する見方・関わり方・言動等に十分に留意する
- イ いじめの誘発・助長が起きぬよう、隠れたカリキュラムについても留意する
- ウ コンプライアンスを遵守し、教育者としての信頼保持に努める

(2) 様々な教育課題についての理解を深め、児童生徒の人権を保護する

- ア 特別なニーズを抱える児童生徒への配慮や支援
- イ 性同一性障害や性的志向・性自任に係る悩みや不安への配慮や支援
- ウ H S P等の性格特性を抱える児童生徒への配慮や支援
- エ 感染症への罹患等を巡る不安や差別等の対応
- オ SNSの使用に関する基礎的な知識や起こりうるトラブルに関する学習

4. 小さな兆候を逃さず、早期発見に努める

- (1) 日常的な観察・交流の実施（生活ノート・日常の会話等）
- (2) 組織的な観察・交流の実施（校内巡視・ブロック会議・学級経営交流等）
- (3) 定期的な調査・相談の実施（各種アンケート・個人面談・ネットパトロール等）
- (4) 家庭・地域への通報・相談窓口の周知
- (5) いじめ・ネットトラブル防止のための指導の徹底（道徳の授業等）

IV いじめへの対応

1. 対応における基本

- (1) 報告・連絡・相談を徹底し、組織的な対応を原則とする
- (2) いじめられた児童生徒の安心・安全の確保を最優先とする
- (3) いじめた児童生徒には毅然と指導を行い、教育的配慮の下に人格の成長を目指す
- (4) 対応策の実施に際しては、家庭・地域への理解獲得に努める
- (5) 関係機関・専門機関との連携の下、適正な対応を行う

2. 発見・通報から事例への対応まで

- (1) いじめ行為の停止・いじめられた児童生徒の安全確保
- (2) 情報の収集と整理（いじめの態様・関係者・周囲の様子等）
 - ア 関係した児童生徒からの事情聴取
 - イ 状況を知る児童生徒からの事情聴取
 - ウ いじめ防止対策推進委員会での情報整理
 - エ いじめ防止対策推進委員会での対応策の協議・指導体制の構築
 - オ 教育委員会への報告・関係諸機関との連携
 - カ プライバシーに配慮した情報管理

3. 指導・支援の実施

(1) 関係した児童生徒や家庭に対して

- ア いじめられた児童生徒の心身のケアに継続して取り組む
- イ 行為の問題性を理解させ、いじめた児童生徒の内省を促す
- ウ 指導・支援の見通しを示し、家庭からの理解と協力を求める
- エ 必要に応じ、別室登校や出席停止等の特別な措置を講じる

(2) 状況を知る児童生徒等に対して

- ア 当事者間の問題に矮小化させず、学級あるいは全校の問題として対応する
- イ 囃すことや傍観することを容認せず、とるべき行動について考えさせる
- ウ いじめを許さない集団の実現に向け、自分事としてふり返らせる
- エ 必要に応じて保護者会を開き、対応策について理解と協力を求める

(3) 関係機関との連携

- ア いじめを認知した場合は、教育委員会への速報・続報を行う
- イ 初動段階においては、状況に応じて医療機関・警察等と連携する
- ウ 指導・支援に際しては、状況に応じて教育相談所・児童相談所等と連携する
- エ 情報開示については、教育委員会とも連携しながら管理職が対応する

(4) ネット上でのいじめに対して

- ア 他のいじめ同様に、いじめ防止対策推進委員会を中心に組織的に対応する
- イ 不適切な書き込み等については、直ちに削除要請を行う
- ウ 必要に応じて警察や法務局等に協力を要請する
- エ 公的な相談窓口等も紹介し、事例の潜在化を防止する

4. 重大事態への対応

(1) 法令に基づき、以下の状況を重大事態と定義する

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【いじめ防止対策推進法第28条より】

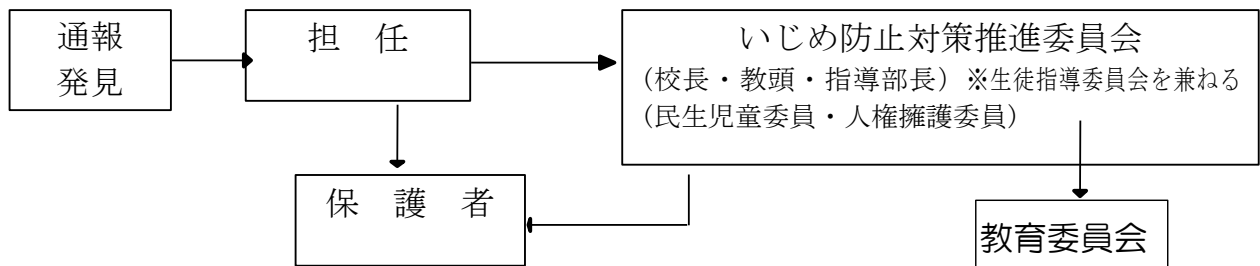
- (2) 具体として次のような状況が発生した場合、その旨を速やかに教育委員会へ報告し、調査と対応を組織的に行う
- ア 児童生徒が自殺を企図した場合
 - イ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合
 - オ いじめにより相当の期間（年間 30 日を目安）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時

V いじめ防止対策推進委員会

1. 委員会の機能

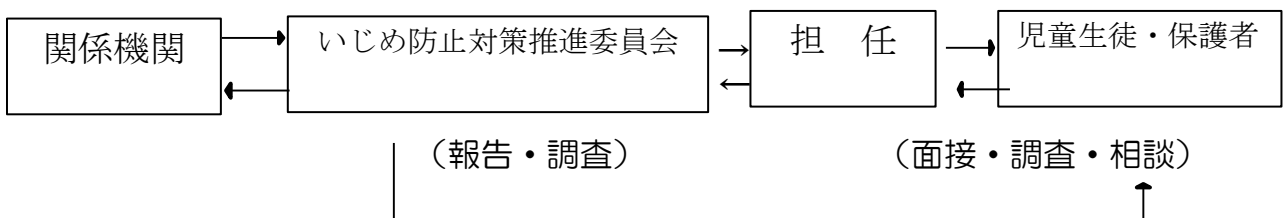
- (1) いじめに対する組織的な対応の推進
- (2) 年間を通じた取組の計画・実施・検証・改善
- (3) 関係機関・専門機関との連携による、より高次の対応の推進

2. 校内での連携



3. 外部との連携

→ 教育相談所・適応指導教室・青少年育成センター・警察署 等



VI 年間の取組（計画）

月	行事	未然防止	早期発見	情報モラル	研修	検証
4	入学式	学級経営交流 道徳指導 いじめの定義と防止		ネットパトロール		
5	運動会					
6		SNSの使用に 関する授業	アンケート	メディア調査		
7		学級経営交流	ASSESS 教育相談			学校評価
8					校内研修	
9	修学旅行					
10	文化祭					
11		SNSの使用に 関する授業	アンケート			
12		学級経営交流	ASSESS 教育相談			学校評価
1						
2		↓			校内研修	
3	卒業式		教育相談			学級経営 総括

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

Ⅶ いじめの早期発見のためのチェックリスト（例）

記入日	記入者
年 月 日	

項目		当てはまる児童・生徒
日常の行動・生活の様子	遅刻・欠席・早退が増えた	
	保健室等で過ごす時間が増えた（又は行きたがる）	
	職員室や保健室の近くでよく見かける	
	教職員の近くを離れたがらない	
	朝、体の不調を訴えることが多い	
	休み時間に一人で過ごしていることが多い	
	交友関係が変わった	
	物を持たされたり、使い走りをさせられたりする	
	どことなく表情が暗く、元気がない	
	すぐに視線を逸らし、合わせようとしない	
	衣服の汚れや傷み等がよく見られる	
	持ち物や掲示物へのいたずらや物隠しが見られる	
	体に不自然な傷やあざができていていることがある	
怪我をしている理由を答えたがらない		

授業や給食の様子	教室にいつも遅れて入ってくる	
	学習意欲がなく、忘れ物が増えている	
	授業中に冷やかされたり、からかわれたりする	
	グループで活動できず、孤立してしまう	
	机を離されたり、避けられたりしている	
	給食が配られなかったり、量を減らされたりしている	
	食欲がなかったり、食べる量が減ったりしている	

放課後の様子	清掃時間に一人だけ離れて掃除している	
	ゴミ捨てなどを何度も続けて引き受けている	
	一人で下校することが多い	
	部活の準備や片づけを一人でしている	
	部活を休みがちになる	
	部活の話題を避けたり、辞めたいと口にしたりする	